

# 基本目標9 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

## 施策目標1 児童虐待防止対策の充実（関係機関との連携と相談体制の強化）

NO	ページ	事業名	施策の概要	基準年実績（平成25年度）	事業目標（平成31年度）	平成27年度実績状況	実績評価	平成28年度の取り組み状況	担当課
1	130	要保護児童対策地域協議会の開催【再掲】	児童虐待の禁止・予防・早期発見・対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関が連携を深めながら児童虐待防止対策を強化する。	代表委員会：2回、実務者会議：3回、ケース検討会：9回	継続して実施	要保護児童対策地域協議会 ・代表委員会：1回 ・実務者会議：4回 ・ケース検討会：4回	A	要保護児童対策地域協議会 ・代表委員会：1回 ・実務者会議：6回 ・ケース検討会：随時	子育て支援課
2	130	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）機能強化事業の推進【再掲】	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）のさらなる機能強化を目的として、同協議会を構成する関係機関の連携強化の推進や、研修等の充実による担当職員の専門性強化を図るための事業です。	平成28年度から実施する予定のため、実績なし	継続して実施	児童虐待の予防を視野に入れた具体的な方法を親に効果的に教えるための技術（トレーナー資格）を取得（保育士・保健師等）	A	「どならない子育て練習法講座」（6回で1コース）を2回開催	子育て支援課
3	130	母子緊急一時保護の促進	夫や親密な男性などの暴力から逃れたい時などに、女性・母子を緊急に一時保護し、安全を確保します。	県保健福祉事務所、女性センター、児童相談所との連携により対応	継続して実施	実績：0件	A	各関係機関との連携により対応し、母子の安全を確保する。	子育て支援課
4	131	家庭児童相談室の充実【再掲】	子どもの問題が複雑化している家庭における児童の健全育成を図るために相談体制の充実を図ります。東部児童相談所など関係機関と連携し、迅速に対応します。	相談員の知識向上、技術向上（職員体制：職員2名、嘱託2名）	継続して実施	相談体制の充実を図るため、実務者会議の回数を3回から4回に変更	A	相談体制の充実を図るため、実務者会議の回数を4回から6回に変更	子育て支援課
5	131	民生委員児童委員・主任児童委員との連携の推進【再掲】	地域において、様々な相談に応じ必要な援助を行います。	民生委員児童委員283人による相談受付546件 主任児童委員による「子育て小屋」の実施（2カ月に1度）	継続して実施	民生委員児童委員284人による相談受付553件 主任児童委員による「こそだて子屋」（奇数月）及び「たちよりこそだて子屋」（偶数月）の実施	A	民生委員児童委員による相談受付主任児童委員による「こそだて子屋」、「たちよりこそだて子屋」の実施	福祉課
						要保護児童対策地域協議会において、情報共有及び見守りを実施	A	要保護児童対策地域協議会において、情報共有及び見守りを実施	子育て支援課
6	131	母子保健推進員活動の充実【再掲】	地域に密着した子育て支援を推進し、妊娠や出産に関する不安・悩み・問題点などを把握し、早期に対処できるように市と連携を進めます。	推進員：131人 活動件数：6,078件	継続して実施	推進員：131人 活動件数：5,954件	A	推進員：131人 活動件数：6,000件（見込み）	健康づくり課

## 施策目標 1 児童虐待防止対策の充実（発生予防、早期発見、早期対応）

NO	ページ	事業名	施策の概要	基準年実績（平成25年度）	事業目標（平成31年度）	平成27年度実績状況	実績評価	平成28年度の取り組み状況	担当課
1	131	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）【再掲】	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	対象児663人に対し、訪問件数は608件（91.7%）	継続して実施	対象時606人に対し、訪問件数は590件（97.4%）	A	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）対象者650人（見込み）	健康づくり課
2	132	養育支援訪問事業【再掲】	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	訪問実家庭数339か所、訪問延べ件数（専門的相談支援数）459件	継続して実施	訪問実家庭数270か所、訪問延べ件数（専門的相談支援数）304件	A	養育支援が必要な家庭に継続して訪問を実施	健康づくり課

## 施策目標 1 児童虐待防止対策の充実（社会的擁護施策との連携）

NO	ページ	事業名	施策の概要	基準年実績（平成25年度）	事業目標（平成31年度）	平成27年度実績状況	実績評価	平成28年度の取り組み状況	担当課
1	132	子育て短期支援事業【再掲】	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や児童等について、乳児院又は児童養護施設において一定期間、養育や必要な保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。	利用実績：0件 実施か所数：2施設（桐育乳児園（桐生市）、東光虹の家（太田市）） ※夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）は実施しておりません	短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）を実施	利用実績：0件 実施か所数：2施設 ・桐育乳児園（桐生市） ・東光虹の家（太田市） ※平成27年度より、「トワイライトステイ事業」を実施	A	2施設と委託契約を締結し、実施 ・桐育乳児園（桐生市） ・東光虹の家（太田市） 「広報さきゆう」や市ホームページでの周知を図る	子育て支援課

## 施策目標2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

NO	ページ	事業名	施策の概要	基準年実績（平成25年度）	事業目標（平成31年度）	平成27年度実績状況	実績評価	平成28年度の取り組み状況	担当課
1	133	子育て短期支援事業【再掲】	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や児童等について、乳児院又は児童養護施設において一定期間、養育や必要な保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。	利用実績：0件 実施か所数：2施設（桐育乳児園（桐生市）、東光虹の家（太田市）） ※夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）は実施しておりません	短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）を実施	利用実績：0件 実施か所数：2施設 ・桐育乳児園（桐生市） ・東光虹の家（太田市） ※平成27年度より、「トワイライトステイ事業」を実施	A	2施設と委託契約を締結し、実施 ・桐育乳児園（桐生市） ・東光虹の家（太田市） 「広報きりゅう」や市ホームページでの周知を図る	子育て支援課
2	133	ひとり親家庭自立相談の充実	ひとり親家庭の自立相談の充実を図ります。	自立のための高等技能訓練促進費補助金を16人に支給	継続して実施	給付者数：9人	A	児童扶養手当申請時から就業支援に繋げる。 広報きりゅう及びホームページでの周知を図る。	子育て支援課
3	133	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付事業の推進	就業のための特別の知識・技能習得、及び資格取得を目指す人に受講料などの補助をします。	平成25年度給付者：0人	継続して実施	給付者数：0人	A	児童扶養手当申請時から就業支援に繋げる。 広報きりゅう及びホームページでの周知を図る。	子育て支援課
4	134	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭（母子・父子家庭）などの生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図るために、児童扶養手当の支給と制度の周知を推進します。	受給者総数1,008人	継続して実施	受給者総数：960人	A	広報きりゅう及びホームページでの周知を図る。	子育て支援課
5	134	母子福祉関係団体の育成（母と子の会）	母子家庭の母と子及び寡婦、若年母子など母と子の福祉を推進します。	母子家庭の母と子及び寡婦を対象に、「母と子のサマースクール（月夜野ビードパーク、果実の里原田農園、榛名酪農協同組合牛乳工場等参加者33人）」、及び「若年母子家庭を励ます会（東京ディズニーリゾート参加者62人）」について後援し、母と子の福祉向上のために補助を実施	継続して実施	母子家庭の母と子及び寡婦を対象に、「母と子のサマースクール（いわき市方面：参加者27人）」、及び「若年母子家庭を励ます会（道の駅あぐりーむ：参加者19人）」について後援し、母と子の福祉向上のために補助を実施	A	広報きりゅうで行事の周知を図る。	子育て支援課
6	134	交通遺児家庭への支援の充実	交通遺児家庭の生活安定と子どもの健全育成を図るため、交通遺児手当と奨学助成金を支給します。	【交通遺児手当】 月3,000円×延8人×12ヶ月 【奨学金給付】 大学1件、高校学校3件、専修学校等1件、特別支援学校1件	継続して実施	【交通遺児手当】 月3,000円×5人×12ヶ月 月3,000円×3人×9ヶ月 【奨学金給付】 高校学校2件、専修学校等1件	A	広報きりゅう及びホームページでの周知を図る。	子育て支援課

NO	ページ	事業名	施策の概要	基準年実績（平成25年度）	事業目標（平成31年度）	平成27年度実績状況	実績評価	平成28年度の取り組み状況	担当課
7	134	母子家庭等福祉医療費助成事業の推進	子どもが18歳になるまで、母子の医療費を助成します。	18歳未満（18歳の誕生日以後、最初の3月31日までの者を含む）の児童を扶養している母子家庭等の親と子に、医療費の自己負担分を助成 受給者数：3,082人、助成額：106,748千円	継続して実施	18歳未満（18歳の誕生日以後、最初の3月31日までの者を含む）の児童を扶養している母子家庭等の親と子に、医療費の自己負担分を助成 受給者数：3,061人、助成額：106,415千円	A	18歳未満（18歳の誕生日以後、最初の3月31日までの者を含む）の児童を扶養している母子家庭等の親と子に、医療費の自己負担分を助成 受給者数：2,953人、助成額：112,957千円	医療保険課
8	135	父子家庭福祉医療費助成事業の推進	子どもが18歳になるまで、父子の医療費を助成します。	18歳未満（18歳の誕生日以後、最初の3月31日を含む）の児童を扶養している父子家庭等の親と子に、医療費の自己負担分を助成 受給者数：328人、助成額：8,121千円	継続して実施	18歳未満（18歳の誕生日以後、最初の3月31日までの者を含む）の児童を扶養している父子家庭等の親と子に、医療費の自己負担分を助成 受給者数：278人、助成額：9,028千円	A	18歳未満（18歳の誕生日以後、最初の3月31日までの者を含む）の児童を扶養している父子家庭等の親と子に、医療費の自己負担分を助成 受給者数：268人、助成額：10,156千円	医療保険課

### 施策目標3 障害児施策の充実等

NO	ページ	事業名	施策の概要	基準年実績（平成25年度）	事業目標（平成31年度）	平成27年度実績状況	実績評価	平成28年度の取り組み状況	担当課
1	136	子ども発達支援の充実	桐生市に生まれた全ての子どもの発達をライフステージに応じてサポートするため、「子ども発達相談室」を設置します。主に発達に心配のある子どもの早期からの療育支援と専門機関との連携に取り組む事業を開始します。	平成27年4月から設置予定のため実績なし	継続して実施	子ども発達相談室への相談109件 専門職巡回支援 21園 延べ141人に実施 親子教室 19回 延べ86人参加 ペアレントトレーニング講座 3人受講	A	子どもの発達についての相談受付 専門職巡回支援の実施 親子教室の開催 ペアレントトレーニング講座の開催	福祉課
2	136	療育担当者会議の推進	発達支援が必要な乳幼児について、関係者が集まり最善策を協議します。	5回（会議2回、相談会3回）	継続して実施	平成27年度から福祉課が担当	D	平成27年度から福祉課が担当	子育て支援課 健康づくり課
						子ども発達相談室事業にて実施。会議開催はせず、子ども発達相談室が健康づくり課、教育委員会、療育機関と随時連絡を取り、協議を行った。	A	子ども発達相談室事業にて実施。教育委員会と次年度就学する児童について会議を行った。また27年度同様、健康づくり課、療育機関と随時連絡を取り協議を行った。	福祉課
3	137	療育支援相談事業の充実	発達の過程で気がかりなことのある小学校入学前の幼児の保護者に対して、お子さんとの具体的な関わり方や育て方の相談、就学に向けた相談を行います。	桐生市保健福祉会館で年間10回（4月・8月を除く月1回）開催し、桐生市立特別支援学校教諭・群馬県立あさひ養護学校教諭・桐生市子育て支援センター保育士・桐生市健康づくり課保健師・桐生市教育委員会学校教育課特別支援教育担当指導主事が相談を受ける。 参加幼児のべ121人 相談保護者のべ121人	継続して実施	桐生市保健福祉会館で年間10回（4月・8月を除く月1回）開催し、桐生市立特別支援学校教諭・群馬県立あさひ特別支援学校教諭・桐生市子育て支援センター保育士・桐生市健康づくり課保健師・桐生市子ども発達相談室相談員・桐生市教育委員会学校教育課特別支援教育担当指導主事が相談を受ける。 参加幼児 延べ101人 相談保護者 延べ101人	A	桐生市保健福祉会館で年間10回（4月・8月を除く月1回）開催し、桐生市立特別支援学校教諭・群馬県立あさひ特別支援学校教諭・桐生市子育て支援センター保育士・桐生市健康づくり課保健師・桐生市子ども発達相談室相談員・桐生市教育委員会学校教育課特別支援教育担当指導主事が相談を受ける。 7月まで、参加幼児 延べ30人 相談保護者 延べ32人	学校教育課
4	137	障害児相談支援	障害児に関するサービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「障害児支援利用計画」を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。	平成26年度から児童の計画を作成したため、実績なし	継続して実施	計画作成者 84人	A	継続して「障害児支援利用計画」を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。	福祉課
5	137	放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	実利用人数47人、延べ利用件数682件	継続して実施	実利用人数81人、延べ利用件数898件	A	継続して実施 実利用人数85人（見込み）、延べ利用件数950件	福祉課

6	138	児童発達支援	未就学の障害児を対象に、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	延べ利用件数67件、延べ利用日数584日	継続して実施	延べ利用件数80件、延べ利用日数650日	A	継続して実施 延べ利用件数83件（見込み）、 延べ利用日数680日	福祉課
---	-----	--------	--	----------------------	--------	----------------------	---	---	-----

NO	ページ	事業名	施策の概要	基準年実績（平成25年度）	事業目標（平成31年度）	平成27年度実績状況	実績評価	平成28年度の取り組み状況	担当課
7	138	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。	0件	継続して実施	10件	A	継続して実施 3件（見込み）	福祉課
8	138	障害児ホームヘルプサービス事業の推進	障害児の居宅において入浴、排泄及び食事などの介護、家事、生活などに関する相談及び助言を行います。	利用実人数：28人、延べ利用時間：3,270時間	継続して実施	利用実人数：20人、延べ利用時間：2,504.5時間	A	継続して実施 利用実人数：15人（見込み）、延べ利用時間：2,000時間（見込み）	福祉課
9	138	障害児短期入所事業の推進	障害児を介護している保護者あるいは介護者が、冠婚葬祭や傷病・リフレッシュなどで一時的に介護できない時に、施設に宿泊して介護します。	延べ人数：31人、利用日数：117日	継続して実施	延べ人数：59人、利用日数：221日	A	継続して実施 延べ人数：50人（見込み）、利用日数：200日（見込み）	福祉課
10	139	(福祉型・医療型) 児童入所支援	福祉型障害児入所施設とは、障害の特性に応じて、入所により、保護、日常生活の指導、知識・技能の付与を行います。また、医療型障害児入所施設とは、障害の特性に応じて、知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児の保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識・技能の付与及び治療を行います。とりわけ、虐待を受けた障害児等に対しては障害児入所施設において小規模なグループによる療育や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況に応じたきめ細かな支援をしていきます。	利用人数：16人	継続して実施	利用人数：16人	A	継続して実施 利用人数：15人（見込み）	福祉課
11	139	日中一時支援事業の推進	日中、障害児の家族の就労支援及び一時的休息の確保のため福祉サービス事業所において、一時的な見守りの支援を行います。	利用実人数：46人、延べ利用回数：917回	継続して実施	利用実人数：44人、延べ利用回数：1,137回（障害者含む）	A	利用実人数：37人（見込み） 延べ利用回数：1,140回（見込み） （障害者含む） 継続して実施	福祉課
12	139	移動支援事業の推進	外出時の円滑な移動を支援し、自立支援や社会参加を促します。（原則、中学生以上対象）	利用実人数：23人、延べ利用時間：1,430.5時間	継続して実施	利用実人数：24人、延べ利用時間：969.5時間	A	継続して実施 利用実人数：20人（見込み）、延べ利用時間：1,000時間（見込み）	福祉課
13	139	心身障害児生活サポート事業の推進	在宅の心身障害児を介護している保護者が、一時的に家庭での介護が困難となった場合、登録している一定の資格を有する者及び団体（サービスステーション）が心身障害児の介護を行います。	介護者利用：延べ49件、サービスステーション利用：延べ8件	継続して実施	介護者利用：延べ31件、サービスステーション利用：延べ0件（障害者含む）	A	継続して実施 介護者利用：延べ20件 サービスステーション利用：延べ0件（障害者含む見込み）	福祉課

NO	ページ	事業名	施策の概要	基準年実績（平成25年度）	事業目標（平成31年度）	平成27年度実績状況	実績評価	平成28年度の取り組み状況	担当課
14	140	心身障害児集団活動・訓練事業の推進	特別支援学校などに通学する障害児に対し、遊びや文化活動を通して集団活動、社会適応訓練を行います。	市外学童クラブ 1ヶ所利用	継続して実施	市外学童クラブ 1ヶ所利用	A	継続して実施 市外学童クラブ 1ヶ所利用	福祉課
15	140	重度障害児日常生活用具給付事業の推進	重度の障害児に、自立した日常生活を支援する用具（特殊マット・頭部保護帽・たん吸引機・紙おむつなど）を給付します。	246件 交付	継続して実施	221件 交付	A	180件 交付（見込み） 継続して実施	福祉課
16	140	障害児補装具給付事業の推進	身体障害者手帳の交付を受けている障害児に対して、義肢・車椅子・補聴器など補装具の交付及び修理を行い、身体機能の障害を補い負担を軽くします。	31件交付、28件修理	継続して実施	22件交付、17件修理	A	15件交付、18件修理（見込み） 継続して実施	福祉課
17	140	障害児保育事業の推進【再掲】	障害を持った乳幼児を保育所等で保育することにより、障害児の健全な育成に寄与するとともに、福祉の増進を図ります。	実施か所数：公立保育所全4か所、私立保育所全25か所、認定こども園（保育部分）1か所で受け入れ	市内のすべての公立保育所・私立保育所・認定こども園（保育部分）で受け入れ	実施か所数：公立保育所全4か所、私立保育所全24か所、認定こども園（保育部分）1か所で受け入れ	A	実施か所数：公立保育所全4か所、私立保育所全24か所、認定こども園（保育部分）1か所で受け入れ	子育て支援課
18	141	通級指導教室の充実	難聴や言語、行動や情緒に課題がある子どもに対して、個別の指導を行います。	言語、情緒の連携した指導の充実、担任と家庭の連携の推進	継続して実施	言語、情緒の連携した指導の充実、担任と家庭の連携の推進、児童在籍校との連携の推進	A	言語、情緒の連携した指導の充実、担任と家庭の連携の推進、児童在籍校との連携の推進	学校教育課
19	141	特別支援学校・特別支援学級の充実	特別支援教育の充実を図り個性を伸ばします。	対象児童・生徒の個別の指導計画の完備と個々の能力、特性に合わせた指導の充実	継続して実施	対象児童・生徒の個別の指導計画の完備と個々の能力、特性に合わせた指導の充実	A	対象児童・生徒の個別の指導計画の完備と個々の能力、特性に合わせた指導の充実、桐生市子ども発達相談室と連携した研修会の実施	学校教育課
20	141	就学奨励事業の推進	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、特別支援学級への就学のための経費について一部を補助し、特別支援教育の普及を図ることを目的とします。	平成25年度対象児童・生徒数：81人（小学校：52人、中学校：29人） 支給費目：学校給食費、通学交通費、職場実習交通費、交流学習交通費、修学旅行費、校外活動等参加費、学用品・通学用品購入費、新入学児童・生徒学用品・通学用品購入費	継続して実施	平成27年度対象児童・生徒数：86人（小学校：47人、中学校：39人） 支給費目：学校給食費、通学交通費、職場実習交通費、交流学習交通費、修学旅行費、校外活動等参加費、学用品・通学用品購入費、新入学児童・生徒学用品・通学用品購入費	A	平成28年度（見込み） 対象児童・生徒数：75人（小学校：52人、中学校：23人） 支給費目：学校給食費、通学交通費、職場実習交通費、交流学習交通費、修学旅行費、校外活動等参加費、学用品・通学用品購入費、新入学児童・生徒学用品・通学用品購入費	学校教育課
21	141	特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある満20歳未満の児童について特別児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	受給者総数164人	継続して実施	受給者総数：136人	A	広報きりゅう及びホームページでの周知を図る。	子育て支援課
22	142	障害児福祉手当の支給	在宅重度障害児に対して、その重度の障害のために生じる特別の負担の一助として手当を支給します。	日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の者に支給（扶養義務者の所得制限有） 月額：14,280円（9月分まで） 月額：14,180円（10月分から）で52人に支給	継続して実施	日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の者に支給（扶養義務者の所得制限有） 月額：14,140円（3月分まで） 月額：14,480円（4月分から）で50人に支給	A	日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の者に支給（扶養義務者の所得制限有） 月額：14,480円（3月分まで） 月額：14,600円（4月分から）で支給	福祉課



NO	ページ	事業名	施策の概要	基準年実績（平成25年度）	事業目標（平成31年度）	平成27年度実績状況	実績評価	平成28年度の取り組み状況	担当課
23	142	心身障害者福祉医療費助成事業の推進	重度の障害児に対して保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の助成を行います。	福祉医療助成制度に該当する程度の心身障害者に、医療費の自己負担分を助成。受給者数：1,553人、助成額：300,301千円	継続して実施	福祉医療助成制度に該当する程度の心身障害者に、医療費の自己負担分を助成 受給者数：1,568人、助成額：291,779千円	A	福祉医療助成制度に該当する程度の心身障害者に、医療費の自己負担分を助成 受給者数：1,562人、助成額：307,002千円	医療保険課
24	142	障害児の地域支援活動の推進	特別支援学校を卒業した青年に対して、社会的適応能力を高め、より良き社会人として自立させることを目的に実施し、推進します。	かじか青年教室（委託事業）として実施	継続して実施	かじか青年教室（委託事業）として実施	C	かじか青年教室（委託事業）として実施 ※29年度については県立移管に伴い、関係機関と協議・研究	青少年課